

# 社会保険安心

\* 次回の社会保障面は2月17日掲載予定です。

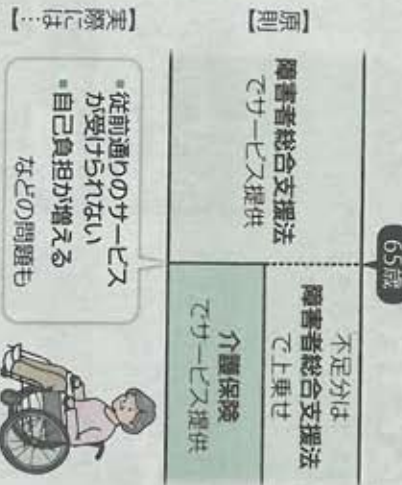
度を使える場合は「介護保険  
総合支援法では、両方の制  
ている。  
く提訴する方向で準備を進め  
男性はこれを不服として、近  
自己負担を支払っている。  
1ピエに切り替わり、1割の  
だが、65歳以降、介護保険が  
トピエに切り替わり、1割の  
愛知県一宮市の男性(66)も  
同様だ。総合支援法に基づき  
通院介助を無料で利用してい

だ。  
服として岡山地裁に提訴し  
人は昨年9月、市の対応を不  
は納得できない」。浅田さ  
あり方が変わってしまったの  
歳になると、障害者の介護の  
支払いが必要になった。「65  
分として月1万5000円の  
だが、介護保険の自己負担  
に。介護時間は以前とほぼ同  
総合支援法で補充すること  
を利用したうえで、不足分を  
以降は、介護保険の訪問介護  
のため自己負担はなし。低所得  
1派遣を受けていた。低所得  
し、1日平均8時間のヘルパ  
援法の重度訪問介護を利用  
65歳になるまでは、総合支  
援法の重度訪問介護を利用  
は、介護保険の訪問介護  
を利用したうえで、不足分を  
総合支援法で補充すること  
に。介護時間は以前とほぼ同  
だが、介護保険の自己負担  
分として月1万5000円の  
支払いが必要になった。「65  
歳になると、障害者の介護の  
あり方が変わってしまったの  
は納得できない」。浅田さ  
人は昨年9月、市の対応を不  
服として岡山地裁に提訴し

「不服」市を提訴  
岡山市内で独り暮らしをし  
ている浅田達雄さん(65)は、  
脳性マヒのため手足に重いつ  
書があり、食事やトイレ、入  
浴など日常生活全般に介護が  
欠かせない。障害者総合支援  
法の障害程度は最重度の区分  
だ。  
65歳になるまでは、総合支  
援法の重度訪問介護を利用  
し、1日平均8時間のヘルパ  
1派遣を受けていた。低所得  
のため自己負担はなし。65歳  
以降は、介護保険の訪問介護  
を利用したうえで、不足分を  
総合支援法で補充すること  
に。介護時間は以前とほぼ同  
だが、介護保険の自己負担  
分として月1万5000円の  
支払いが必要になった。「65  
歳になると、障害者の介護の  
あり方が変わってしまったの  
は納得できない」。浅田さ  
人は昨年9月、市の対応を不  
服として岡山地裁に提訴し

自宅で公的介護サービスを受けながら生活している障害者が、65歳  
になった途端、負担増と給付カットを求められるケースが相次いでい  
る。サービスの提供制度が原則として、障害者総合支援法から介護保  
険に切り替わるためだ。利用者の生活への影響が大きいうえ、自治体  
によって対応はまちまちで、不公平感も招いている。障害者が自  
治体を相手に訴訟を起したケースもある。両制度の整合性が問われ  
ている。

## 障害者総合支援法と介護保険の関係



## 65歳以上の障害者

### 「重度訪問介護」と「訪問介護」の違い

サービス の仕組み	訪問介護 (介護保険)	訪問介護 (障害者総合支援法)
生活全般にわたる、介護や援助を切れ目なく提供する【見守り】も	入浴や排泄など「身体」と「生活」に区別なく対応し、比較的短時間の時間利用	生活全般にわたる、介護や援助を切れ目なく提供する【見守り】も
1回あたりの時間	【20分以上30分未満】な区分	おおむね3時間以上の長時間利用を想定。24時間利用も可
外出時のサービス費用の自己負担	原則1割	実質的な応能負担(利用者の9割が負担なし)



脳性マヒによる重い障害を持つ浅田さん。「65歳が介護に自己負担が生じた」と訴える(岡山市内の自宅で)

は要介護4、総合支援法の障  
る直前の状態は、介護保険で  
して利用している。65歳にな  
援法の重度訪問介護を上乗せ  
を利用し、58歳からは総合支  
病気のため52歳から介護保険  
ついている。

### 自治体で差

介護保険は、高齢になって  
の面で非常に困っている」と  
訴える。  
介護を必要とする場合に備え  
た支え合いの仕組みで、サー  
ビス費の原則1割が自己負  
担。費用は保険料と税金で半  
分づつまかなわれ、サービス  
内容は全国一律の基準だ。  
5と認定されたが、介護保険  
しか利用できない。同市では  
ALISのような全身の障害で  
在宅介護を受ける人について  
は、総合支援法の上乗せサー  
ビスを原則として要介護3に  
限定しているためだ。男性は  
毎月、介護の不足分を補った  
め、自己で20万円以上を支払  
っている。

## 介護保険が優先 負担増も

一方で、重度訪問介護を手  
厚く上乗せしたり、65歳以降  
も介護保険に切り替えず、す  
べて総合支援法で対応する目  
治体も。居住する自治体によ  
って、障害者の生活が左右さ  
れるのが実情だ。

改革へ提言書  
間2000万円か  
かり、市区町村に  
はその4分の1の  
500万円の負担  
が生じるとされ  
る。大浜真・全国

総合支援法の前身の旧障害  
者自立支援法は2006年に  
施行。最近になって介護保険  
の優先適用を巡る訴訟や不服  
申し立てが相次いでいる背景  
について、峰島厚・立命館大  
教授は「高齢になっても介  
護を受けながら地域で暮らし  
たい」という意欲ある障害者が  
増えてきたため」とみる。  
政府が11年にまとめた障害  
者制度改革の提言書では、自  
治体間の格差を縮小するた  
め、都道府県単位で基金を作  
って市区町村の財政支援をす  
る案を提示。また、障害者の  
地域生活を継続的に支える観  
点から、介護保険優先ルールの  
見直しも検討課題とした。  
年齢にかかわらず、必要な  
サービスが確実に提供される  
かにする工夫が求められる。

